府中市境界確定事務取扱要領に基づく境界標一時撤去及び復元、復元事務手続

市（道路課）	申請者	備考
	事前調査・窓口相談※1	※1　過去の確定図の位置に復元可能かを必ずご確認ください。
	↓	
	境界標（一時撤去及び復元・復元）申請書 ※2（第10号様式）	
	↓	
立会日の設定（必要に応じて打合せを行う）		
	↓	
	隣接土地所有者へ通知 （1）一時撤去を伴う場合は、撤去日の10日以上前 （2）復元のみの場合は、立会日の10日以上前	
	↓	
	隣接土地所有者通知報告書（第11号様式）※2 （1）一時撤去を伴う場合は、撤去日の3日以上前 （2）復元のみの場合は、立会日の3日以上前	※2　隣接土地所有者から異議がある場合は、復元の前に自らの責任をもって解決できるように努めてください。 （報告書の提出期限は、土日祝日を除く。）
	↓	
	現地に境界仮標示	
	↓	
立 会 協 議		
	↓	
	境界標一時撤去※3	※3　一時撤去を伴う場合のみ
	↓	
	工事※3	
	↓	
	境界標払い出し依頼	
境界標払い出し		
	境界標設置後の写真を提出	
境界標の位置確認		